

国土入企第20号
平成26年10月22日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
の一部変更及び要請について（通知）

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）は、平成26年9月30日に閣議決定により一部変更されたところです。（別添1を参照）

この適正化指針は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、公共工事の入札及び契約において講ずべき措置等を明らかにしたものであり、今般、法第18条の規定に基づき、各省各庁の長、法人を所管する大臣、地方公共団体の長及び地方議会の議長に対し、別添2のとおり要請文が発出されましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、法及び適正化指針の趣旨を十分に踏まえ、適切に対応いただくとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。